

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009門第16号	
事故等名	漁船第十一あけぼの丸漁船第十二あけぼの丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年12月4日21時00分ごろ	
発生場所	山口県萩市見島北灯台から真方位300° 40海里 (概位 北緯35° 7'、東経130° 25')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月26日 門司・地方事故調査官が、海難報告書を入手し、2月2日船舶所有者代表者から事故概況を口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 漁船 第十一あけぼの丸 75トン	
船舶番号	129641	
船舶所有者等	株式会社室崎商店(船舶所有者)	
船種・船名・総トン数	B 漁船 第十二あけぼの丸 75トン	
船舶番号	129642	
船舶所有者等	株式会社室崎商店(船舶所有者)	
乗組員等に関する情報	A 船長 五級海技士(航海)	
	A 甲板員 免状なし 年齢、経験年数いずれも不詳	
	B 船長 五級海技士(航海)	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A 船首部にき裂	
	B 船尾(ギャロース)に損傷	
事故等の経過	A船とB船は、2そう曳沖合底曳網漁の主船と従船で、A船は、A船長ほか7人が乗り組み、A甲板員が単独で船橋当直にあたり、B船は、B船長ほか8人が乗り組み、B船長が単独で船橋当直にあたって、両船とも、針路を南に向け、約3ノットの対地速力で曳網中、平成20年12月4日21時00分ごろ、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 当時、天候は雨で、風力7の南風が吹き、3~4mの波があった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A甲板員が居眠りに陥ったものと考えられる。 B船長は、書類の整理をしていて、レーダーによりA船との船間距離の監視を適切に行わなかったものと考えられる。 A船長は、船橋当直者に対し、居眠り運航の防止措置を指導していた。 船舶所有者代表者は、各船長に対し、居眠り運航の防止措置を指導していた。

原因	本事故は、A船の船橋当直者が居眠りに陥り、また、B船がA船との船間距離の監視を適切に行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
その他の事項	なし